

平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、

平成 27 年（ワ）第 34 号、平成 29 年（ワ）第 85 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 菅野清一 外 377 名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面（356）

（避難指示解除後の山木屋の現状と「ふるさと喪失損害」）

2018（平成30）年8月10日

福島地方裁判所いわき支部（合議1係） 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 小 野 寺 利 孝



同 弁護士 広 田 次 男



同 弁護士 鈴 木 堯 博



同 弁護士 米 倉 勉



同 弁護士 笹 山 尚 人



同 弁護士 高 橋 右 京



外

## 避難指示解除後の山木屋の現状と「ふるさと喪失損害」

### 1 はじめに

第2陣訴訟の原告らの大半が本件事故当時居住していた川俣町山木屋地区では、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」の避難指示が2017（平成29）年3月31日に解除された。

しかし、原告らの「ふるさと」である山木屋地区は、本件事故によって破壊された当時の状況がそのまま続いている。大量の放射性物質が飛散し、深刻な環境汚染が生じて、社会的経済的機能が麻痺したが、このような山木屋の生活環境は一向に改善されておらず、今後も改善される見通しはない。山木屋復興のシンボルと喧伝された商業施設や小中学校校舎も、地元の利用者や生徒が極めて少なく、復興に役立っていない。

このような山木屋地区に原告らの多数は帰還できず、すでに帰還した者も厳しい生活環境のもとで困難な生活を強いられている。

帰還者は年齢構成では高齢者が大半を占めており、若年世代が戻らないため、将来的に見れば山木屋地区は人の住まない無人の原野と化してしまう可能性が否定できない

原告らの被った「ふるさと喪失損害」は、まさに環境経済学者のいう「絶対的不可逆的損失」(\*)である。

原告らがこのような被害を受けた山木屋地区の現状について、原告菅野清一尋問（平成30年2月14日実施）調書等の証拠に基づき以下に具体的に論述する。

\* 宮本憲一『環境経済学 新版』（岩波書店）（119頁～）：「公害の基本的特徴の第3は、公害をふくむ環境問題が他の経済的損失とちがひ、事後的に補償が不可能な絶対的不可逆的損失をふくんでいることだ。」「絶対的損失とは、①人間の健康障害及び死亡、②人間社会に必要な自然の再生産条件の復旧不能な破壊、③復元不能な文化財、街並

みや景観の損傷などである。」

- \* 除本理史「『ふるさとの喪失』被害とその回復措置」(『原発事故被害回復の法と政策』(日本評論社)(88頁～):「『ふるさとの喪失』被害の回復には、次の3つの措置がいずれも必要である。・・・第三に、金銭賠償による原状回復が困難な被害も多い。つまり、不可逆的で代替不能な『絶対的損失』が重要な位置を占めるのであり、その点が『ふるさと喪失』被害の特徴である。この絶対的損失に対する償いが『ふるさと喪失の慰謝料』である。したがって、これは、精神的苦痛に対する狭義の慰謝料にとどまるものではない。『ふるさとの喪失』被害のうち、復興政策と金銭賠償では原状回復の困難な、あらゆる被害に対する償いと捉えるべきである。」

## 2 山木屋地区への帰還状況

### (1) 帰還者数

山木屋地区への住民の帰還者数に関する資料としては、川俣町が2017(平成29)年5月以降、毎月1日付けで更新作成している「山木屋地区の居住等の状況」がある。その最新の資料は「山木屋地区の居住等の状況(平成30年8月1日現在)」(甲A630号証)である。

それによると、2018(平成30)年8月1日現在において、山木屋地区に帰還して居住している者の人数及び世帯数は以下のとおりである。

- ① 世帯数 143世帯
- ② 居住者数 320人

### (2) 帰還率

2018(平成30)年8月1日現在の住民基本台帳で山木屋地区に住所のある住民(906人、304世帯)と比較した場合の帰還率は、人数では35.3%(=320/906)、世帯数では47.0%(=143/304)である(甲A630号証1頁)。

しかし、本件事故当時の2011(平成23)年3月時点での山木屋の人口は、1,241人、358世帯(甲A234号証)であったから、これと

比較した場合の帰還率は、人数では25.8% (=320/1241)、世帯数では39.9% (=143/358)である。人数割合では4人に1人しか帰還していないことになる。

### (3) 帰還者の年齢別構成

帰還者の年齢別構成は、山木屋の現状及び将来を検討するうえで重要な指標である。

甲A630号証2頁の「年齢別人口」を以下に掲載する。山木屋の居住者合計320人の年齢別分布状況が示されている。

前頁表の年齢別人口

年齢別人口	人数	備 考
20歳未満	3人	0歳2名、19歳
20代	15人	
30代	17人	
40代	9人	
50代	40人	
60代	94人	65歳～69歳 49人
70代	64人	70歳～74歳 35人 75歳～79歳 29人
80代	64人	
90代以上	14人	最高齢 96歳
合 計	320人	

65歳以上（高齢者）	191人	（59.7%）	65歳以上居住者数÷居住者数）
75歳以上（後期高齢者）	107人	（33.4%）	75歳以上居住者数÷居住者数）
65歳以上単身世帯	24世帯	（17.0%）	65歳以上単身世帯÷居住世帯数）
65歳以上のみの世帯 （夫婦、兄弟姉妹等）	44世帯	（31.0%）	65歳以上のみの世帯÷居住世帯数）

これによれば、帰還した若年者はごく少数である。20歳未満の少年はたったの3人である。20代以下は僅か18人で全体の6%弱に過ぎず、30代以下でも35人で11%に留まる。

他方、60代以上は236人で全体の74%である。65歳以上の「高齢

者」は191人で60%を占める。

このことから、次の三点を指摘することができる。

第1に、若年世代とりわけ子供たちへの放射能汚染の影響が危惧されていることが若者の帰還を困難にしているという山木屋の実態を示している。

第2に、同じ世帯であっても高齢者だけが帰還し若年者は帰還しないために家族離散・分断の深刻な事態が生じていることを示している。

第3に、60代以上の「高齢者」が74%を占めており、若者がほとんどいないため、山木屋の将来は存在しないのではないかと危惧される状況にあることを示している。

### 3 「川俣町住民意向調査」から見た帰還困難な山木屋の現状

なぜ山木屋への帰還者が少ないのか。なぜ帰還者の大部分が高齢者で若年世代は山木屋へ戻らないのか。

山木屋への帰還を困難にしている山木屋の現状は、復興庁の「川俣町住民意向調査」（平成30年3月公表）（甲A631号証）からも窺い知ることができる。

この調査実施期間は平成30年1月4日～同月18日、調査の対象は山木屋地区の世帯の代表者（520世帯）、回答者数は293世帯（回収率56.3%）と記載されている。

この調査結果には、以下のような質問と回答が出ている。

#### ① 【質問】 帰還を判断するために必要なことは（問15-1）

##### 【回答】

〔仮置場撤去の見通しに関する情報〕	39.5%
〔どの程度の住民が戻るかの情報〕	34.2%
〔放射線量の低下の目途・除染成果の状況〕	31.6%
〔インフラの復旧時期の目途〕	31.6%

〔中間貯蔵施設の情報〕	28.9%
〔原発の安全性に関する情報〕	26.3%
〔放射線の影響に関する情報〕	23.7%
〔働く場の確保の目途〕	21.1%
〔賠償額の確定〕	21.1%
〔住宅確保支援に関する情報〕	10.5%

② 【質問】 戻らないと決めている理由は（問16-1）

【回答】

〔帰還の前提・健康に関わるもの〕

放射線量が低下せず不安	30.2%
原発の安全性に不安	30.2%
生活用水の安全性に不安	30.2%

〔山木屋地区の復旧状況に関わるもの〕

医療環境に不安	44.2%
山木屋地区外への移動が不便	37.2%
介護・福祉サービスに不安	27.9%
教育環境に不安	23.3%
家屋が汚損・劣化し住める環境にない	20.9%
生活に必要な商業施設等が元に戻らない	20.9%
営農ができそうにない	18.6%
山木屋に戻っても仕事がない	14.0%
山木屋での事業の再開が難しい	9.3%
道路等交通インフラに不安	9.3%

〔今後の生活に関わるもの〕

避難先の方が生活利便性が高い	48.8%
高齢者のいる世帯で生活が不安	30.2%
避難先で仕事を見つけている	27.9%

震災前の山木屋に戻るには時間がかかる	23.3%
避難先で子供の教育を継続させたい	23.3%
他の住民も戻りそうにない	20.9%
防災・防犯に不安	16.3%

#### 4 山木屋への帰還を困難にしている被害実態 6 項目

以上の回答を整理すると、山木屋への帰還を困難にしている被害実態は、下記 6 項目に要約することができる。

- ① 放射能汚染に対する不安と原発の安全性に対する不安
- ② 除染問題・放射線量低下の目途
- ③ 仮置場の撤去問題
- ④ 営農再開の困難性と働く場の確保の目途
- ⑤ 生活に必要なインフラ復旧の目途
- ⑥ どの程度の住民が帰還するかの問題

そこで、これら 6 項目の被害実態について以下に順に述べる。

#### 5 放射能汚染に対する不安と原発の安全性に対する不安

本件事故から 7 年半近く経過しているが、原発事故によって放出され、あるいは現在も放出され続けている膨大な量の放射性物質は、長い期間（セシウム 137 の半減期は約 30 年、汚染水に含まれているトリチウムは約 12.3 年、わずかだが検出されているプルトニウム 239 は約 2 万 4 065 年など）、環境や地域社会、そして人々の生活や人体に影響を及ぼすことになる。

山木屋にはもともと水道施設がなく生活用水は清澄な地下水から汲み上げる井戸水を利用している。住宅地周辺の地下水は、標高の高い山林の地下水脈を通ってきたものである。山林に溜まっている放射性物質が降雨等により山林地下水に入り込み、住宅地周辺の地下水に交じりこむことは避けられない。帰還の前提としての回答に「生活用水の安全性に不安」が 30.2% に達してい

るのはそのためである。

山木屋での放射能汚染への大きな不安が山木屋への帰還の妨げになっているのは当然である。

さらに、福島第一原発の廃炉に向けた作業は困難を極めており、廃炉への道のは果てしなく遠いと言われている。原発の汚染水漏洩対策の目途もたっておらず、原発事故の収束には程遠い状況にある。それまでの間に何が起こるか分からないという不安は誰にも当然ある。

原発の安全性に対する不安は、福島第一原発から40キロメートルしか離れていない山木屋地区への帰還を妨げている大きな要因になっている。

## 6 除染問題・放射線量低下の目途

### (1) 山木屋地区のホットスポット「2044箇所」問題

山木屋地区の全体面積の64%を占める山林が除染対象から外されていたこと、除染対象となった地域の除染の効果にも様々な疑問があることなどから、原告ら住民からは放射能汚染を心配する声や、除染が不十分であるとの不満や苦情が多く出されている。

山木屋では、避難指示解除後もモニタリングポストでの計測が続いているが、年間積算量で1mSvを超える空間線量が多数の地点で観測され、現在も1mSvを超える地点が点在している。放射線量低下の目途は全く立っていない。専門家も「帰還後の暮らしの場には被曝による健康リスクが確実に存在する。」と指摘している（甲A252号証）。

原告菅野清一は山木屋地区に存在するホットスポット2044箇所の問題（甲A507号証）について以下のように証言している（同本人尋問調書24～28頁）。

川俣町議会は、環境省・川俣町と共同して、山木屋のホットスポットの局所汚染実施個所「2044箇所」について、2016（平成28）年6月頃、実態調査を行って空間線量率測定を実施した（甲A508号証）。その結果、



広久保山の宅地で  $1.3 \mu\text{Sv/h}$ 、木の間山の林縁で  $1.2 \mu\text{Sv/h}$ 、東ノ沢山の「隣接ほだ場」で  $1.04 \mu\text{Sv/h}$  など、高線量が記録された。

そこで、川俣町議会は内閣総理大臣あてに平成28年6月7日付けの「国の直轄除染に関する意見書」（甲A509号証）を提出し、「国は住民が要望する再除染については、すべて国の責任において平成28年度内に完了すること」を強く要望した。しかし、これに対して国は、長期的モニタリングをするという程度の回答しかしてこなかった。

## (2) 山木屋地区の除染済み土地「空間線量値」

山木屋地区の除染済み土地における最近の空間線量値は、環境省が平成29年度に実施した除染済みの土地（宅地、農地、山林、道路、草地、芝地、法面）の測定結果としての「山木屋の除染済み土地の空間線量値」（甲A624号証）に示されている。それによると、地上1mの高さの測定値は  $0.30 \sim 0.57 \mu\text{Sv/h}$  である。子供たちが安心して住める環境とは程遠いものがある。

## (3) 山木屋住民と山林との共生関係の破壊

山木屋の山林は山木屋全体の面積の64%を占めているが（甲A234号証）、宅地境界線から20mより先の山林は除染対象外とされているため、山林の放射線量は著しく高い状態にあり、人は山林に立ち入ることができない。

元来、山木屋の山林は、農地や放牧地として切り開かれ、山林の下草や落葉は農地の肥料として利用されてきた。住民はたばこ栽培に必要な苗床を作るための木の葉を採取したり、木を切って橋や道路杭を造ったりした。稲作にとって不可欠な灌漑用水は山林から流れ注いでくるものである。林業を生業とする住民にとって、山林は生業を維持するための生産の場であった。

里山としての山林は、住民の日常生活に密接不可分の生活の場であった。山林は、キノコ、ウド、ワラビをはじめとする山菜の宝庫であり、薪などの木材の活用であり、御社を祀る信仰の場であり、山歩きなどの憩いの場

であった。

このように、山木屋住民は、様々な形で山林と深く関わり合いながら生活を営んできた。山林と山木屋住民との関係は、生活資材としての木材、草木や水などを山林に依存するとともに、山に植林をするなどして山林を守り育ててきた。山木屋が山林からの恵みによって発展してきたことを考えれば、住民と山林とは共生関係にある。

山木屋住民は、放射能汚染によって山林との共生関係を破壊されたので、もはや山木屋で生活自体が成り立たない。山林に立ち入れないような山木屋は、もはや山木屋ではない。そのような地域に住民は住むことができない。

## 7 仮置場の撤去問題

### (1) 行政区毎に存在する仮置場のフレコンバッグ

原発事故に伴う除染作業で取り除いた表土や草木等の除染廃棄物を入れたフレコンバッグが仮置場に増え続けてきた。山木屋では仮置場は行政区毎に主に農地の上に設置され、仮置場の84%は農地であり、仮置場の除染廃棄物フレコンバッグは合計62万袋ある（原告菅野清一本人尋問調書28頁）。

### (2) 仮置場の除染廃棄物フレコンバッグに対する住民の不安

川俣町役場の回答書（甲A234）が「学校の再開に当たって保護者の不安となっていることは、通学路に積まれたフレコンバッグの存在です。仮置場の汚染土壌は、放射線を遮蔽しているため仮に安全だとしても、心情的にフレコンバッグが積まれた通学路を通学させることに抵抗感をもつ保護者は多い状況です。」と指摘しているように、フレコンバッグの存在が住民の放射能汚染への不安を募らせる大きな要因になっている。

### (3) 除染廃棄物の撤去先の「中間貯蔵施設」問題

仮置場は2012（平成24）年から設置が始まり、環境省は3年程度保管した後に廃棄物を中間貯蔵施設に運び出すと説明していた。その期限は疾

うに過ぎているが、中間貯蔵施設に運び出す目処は全く立っていない。

環境省によると、2015（平成27）年3月に仮置場から中間貯蔵施設への輸送が始まったが、その後も仮置場は増え続け、2016（平成28）年9月に最多となった。福島第一原発を囲うように建設される中間貯蔵施設は、全体面積約16平方キロのうち、2017（平成29）年1月末時点で取得したのは約2.8平方キロにとどまっていた2割にも満たない。搬入した廃棄物の一時的な保管場所は先行整備しているが、分別などをする本体施設の工事は2016（平成28）年11月に着手したばかりである。除染廃棄物の搬入先となるはずの中間貯蔵施設（大熊、双葉両町）は地権者交渉が難航し、建設の目処さえ立っていない。

「2200万トンの処分場を造ることになっていますけど、地主2365人のうち1150人は不在地主です。そこで土地を買うことは不可能です。今4割近く売買が進んでいますけど、ほとんど虫食い状態ですから、そこに工事は入れません。そこに2200万トンの袋を運ぶなんていうことは不可能です。ましてや福島市とか郡山市とか住宅密集地の仮置場の除染廃棄物が当然優先されるはずですよ。その仮置場は金額も高いです。山木屋とか飯舘と比べれば。そしたら、当然そっちから運ぶのは当たり前なんで、山木屋とか飯舘のこの袋を運ぶなんていうことは、手品でも使わない限り不可能だと私は思っています。」（原告菅野清一尋問調書29頁）

山木屋地区の仮置場から除染廃棄物フレコンバッグが消える日が何時になるのか。果たして住民は生きているうちにその日を迎えられるのか。この点について住民はきわめて懐疑的になっているか諦めている者が多い。

## 8 営農再開の困難性・働く場の確保の目途

### (1) 山木屋復興の前提条件としての営農再開

山木屋の基幹産業は農業である。専業農家、兼業農家はもとより、山木屋住民の大部分は、農業と何らかの関わりのある仕事に従事してきた。営農再

開が進まなければ、働く場の確保の目途も立たず、山木屋復興もありえない。まさに山木屋復興の前提条件は営農再開である。

しかし、以下のとおり営農再開ができるような状況にはないため、かつての山木屋農業の復興は到底不可能とみられている。

## (2) 農地除染の問題点

営農再開の前提として、除染された農地の復元が必要不可欠である。

しかし、農民が世代を超えて丹精込めて耕作してきた栄養素豊かな表土が剥ぎ取られてしまったので、残された土地は農地ではなくなった。その土地で直ちに農業を営むことは不可能である。5年、10年の歳月をかけても元の農地には容易には戻らない。その間は、まともな農産物は栽培できないため、農業再開が極めて困難になっている。

除染作業では、「5センチの肥沃な土地を剥ぎ取って、そこに5センチの山砂を入れて、大型機械で固めるんですね。」「大型機械を入れたところでは、家庭用で持っている30馬力や40馬力のトラクターでは歯が立ちません。つまり、もう完全に砂ばかり、グラウンドの状態です。これが国の言っている除染です。」「元の農地にするためには、まず砂を除去して、別な土を入れて、堆肥を入れて、土を分解してもっと柔らかくしなきゃなりません。それには5年、10年でできる仕事ではありません。少なくとも、これまでやってきた65歳68歳以上の農家の人たちができる技ではありません。もう既に農地としては死にました。」(原告菅野清一尋問調諸30、31頁)

## (3) 農地を占拠する除染廃棄物フレコンバッグ仮置場

広範な面積を占める農地が除染廃棄物フレコンバッグ仮置場に占拠されたままになっているが、このフレコンバッグの撤去の目途は立っていない。

仮置場が存在し続ける以上、その周辺では田園に不可欠な灌漑用水路の設置もできないので、周辺一帯の田園での耕作も不可能である。

## (4) 農業労働力

かつての山木屋では、集落全体で総合的・系統的に農地を維持管理し、大

型農機具や農業施設を共同で維持管理するなどして、住民の農業労働力は十分に確保されていた。

しかし、帰還者が少数で高齢者中心の場合は、大型機械の操作や作業は困難であるため、農地や用水路の維持管理も不可能となる。とりわけ肥沃な表土を剥ぎ取られた後の農地での農業再開を実行しようとする場合には強靱な体力・気力と近代的な農業機械の操作力を要求されるので、高齢者は営農再開のための労働力としての役割を果たすことはできない。

#### (5) 営農再開への農業者の消極的姿勢

農業者の多くは帰還後の営農再開に消極的であることが調査結果により明らかにされている。

川俣町は、山木屋地区について2013（平成25）年11月に〔営農再開に係る意向調査〕を実施した（甲A506号証）。これによると、〔通いで早期に再開したい〕が9%にとどまり、〔帰還してから再開したい〕が37%だった。農地近隣に居住してからでないとなると農作業は難しいとの意向が示されている。さらに、〔再開する予定はない〕31%、〔回答できない〕11%、〔無回答〕23%を合わせると過半数が営農再開に消極的な姿勢を示している。

専門家は、農業者の消極的な姿勢には複合的な理由があるとして、以下のように述べている。

「農業機械や農業用施設の設備が残っていても何年も使わなかった農業機械は修理や部品交換が必要で、高齢化した農業者にはその経費や労力が大きな負担となる。長期にわたる休止で気力がなえてしまった人も少なくないと推測される。若年層の場合は、帰還自体が重い選択になる。青壮年の避難者には都市部の借上げ住宅（みなし仮設）に入居し、農業以外の仕事に就いたケースが多い。子供の通学事情や生活の利便性から、都市生活の継続を希望するようになるのも無理はない。放射能汚染に対する漠然とした恐怖感や『農業で暮らしていけるのか』という不安も、帰還の意思を鈍らす要因にな

りうる。」(甲 A 5 0 2 号証・42 - 168)

このような事情から見ても、農業者の消極的姿勢は原発事故がもたらした必然的結果であって、かつての山木屋のような農業を再開することは到底困難であることは明らかである。

## 9 生活に必要なインフラ復旧の目途

山木屋での生活に必要なインフラ整備はいまだに整っておらず、復旧の目途も立っていないというのが現状である。診療所、介護施設、商業施設など、住民の日常生活にとって必要不可欠な環境整備がなされていない。それが住民帰還の場合の不安材料となっている。

### (1) 診療所

山木屋に存在する唯一の医療機関は、川俣町国民健康保険山木屋診療所である。2016(平成28)年12月から診療を再開した。しかし、診療スタッフが医師1名、看護師1名だけの診療所で、診療時間は月曜午後の2時間と水曜午前の2時間のみである。適時に適切な医療が受けられるような医療施設の役割は全く果たせない。

「週2回2時間ずつ診療して、今は1日5人か6人の健康な人だけが行ってます。」「本当の病気を抱えてる人は戻ってませんから。」(原告菅野清一尋問調書36頁)

### (2) 介護施設・福祉施設・介護サービス

〔町役場回答〕(甲 A 2 3 4 号証)〔山木屋地区には、福祉施設はありません。〕とされているとおり、福祉・介護施設がないので、福祉・介護施設に入ろうとする高齢者は山木屋に戻れない。

### (3) 学校

山木屋小中一貫校が2018(平成30)年4月に開校した。

「この春、小中一貫校で入学予定の人が、14人です。小学校5人、中学校9人の予定で、今、約14億円掛けて学校を造っています。1人1億円だ

そうです。」「新しく入学する人も1人もいません。4年過ぎたら、学校はありますけど、子供たちはいなくなります。今の現状だと。」(原告菅野清一尋問調書34頁)

実際に2018(平成30)年4月に入学した生徒数は、小学6年生5人、中学2年生5人、中学3年生5人の合計15人であった。小学5年生以下は1人もいない。現在の小学6年生は4年後には中学校を卒業することになるが、そうすると、新たに入学する生徒がいない限り、生徒数は0となる。

いずれ山木屋小中一貫は休校・廃校に追い込まれることになる。

#### (4) 商業施設

山木屋地区の中心部に復興拠点「商業施設」としての「とんやの郷」が2017(平成29)年7月にオープンした。

しかし、この商業施設で購入できる食料品の品数は少なく、現在の山木屋帰還住民の需要が満たされないため、住民はやむを得ず川俣町中心街まで車で買物に出かけるしかない。しかも、今後山木屋に帰還する住民が少なければ、商業施設としての経営自体が成り立たなくなる。

「毎年2000万円の赤字だということはもうはっきりしてまして、今も議会として国に要望しているところです。」「一般雑貨品の売場で地元の方は2割弱です。食堂には、山木屋の方は1割しか行っていません。ここは、川俣シャモって、当然時間掛りますから料金高いんですね。通りすがりの行きずりのお客様を当てにした商売だというふうになっています。」「例えば、肉とか魚とか、そういう食品は一切ありませんし、そういうものは一旦町から買って、車運転できる人が、比較的健康な人が帰ってますから、ここで買う必要はあまりないんじゃないかと、私は思っています。」「山木屋に戻った人にとっては、多少は役に立っておりますけど、あまり役に立っているとは思えないです。」(原告菅野清一尋問調書34～36頁)

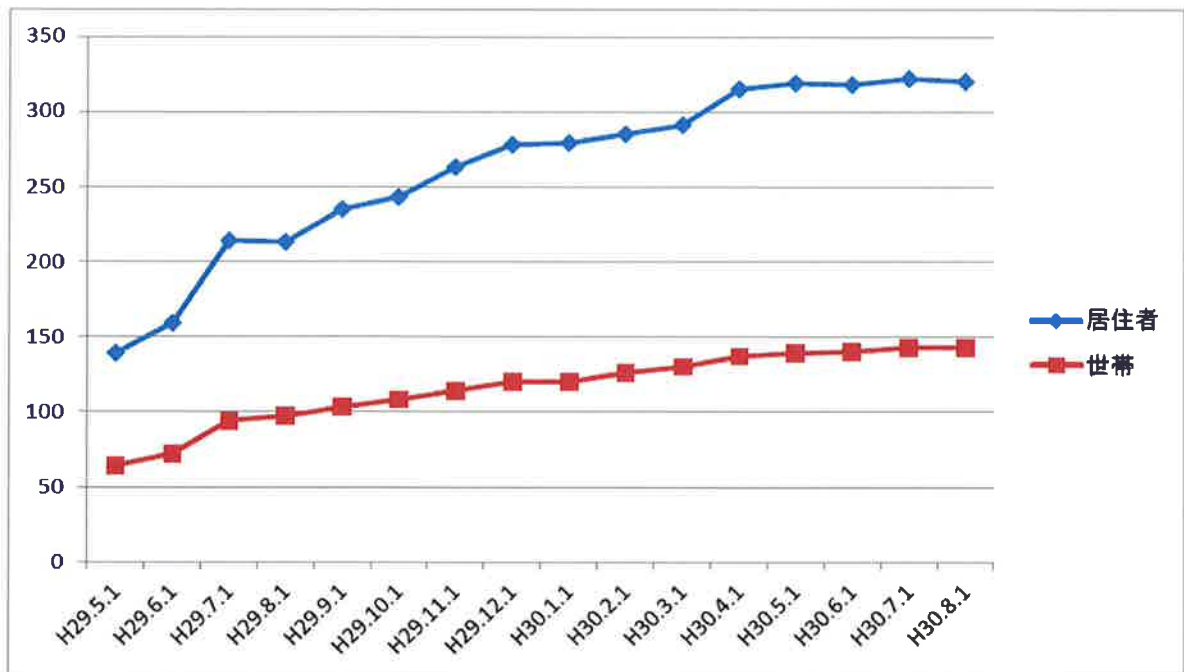
## 10 山木屋にどの程度の住民が帰還するかの問題

(1) 今後帰還者がどれだけ増加するか

今後山木屋への帰還者がどれだけ増加するかが問題となるが、増加が見込めないことは、以下のことから明らかである。

まず、甲A630号証3頁の「これまでの居住者、世帯数の推移」のグラフを以下に示す。

これまでの居住者数、世帯数の推移(山木屋地区)



このグラフが示しているとおおり、2018（平成30）年4月から8月までの居住者（帰還者）数は横ばいであり（8月は前月より2名減少）、ほぼ頭打ちとなったと見られる。

次に、甲A630号証1頁の表の下段の注書きに、「行政区長等への聴き取りでは、帰還見込みは140～150世帯程度（人数は分からない）。この帰還見込みに対しては、9割を超える世帯数が居住している状況。」と記載されている。山木屋の行政区（全11区）の各行政区長は住民の世帯代表者から帰還する意思の有無について聴き取り調査を行ってきたが、それをもとに川俣町が各行政区長から聴き取りをして集約した結果では、帰還見込み世帯数としては140～150世帯が限度と見込まれていたところ、現在す



でに143世帯が帰還しているのので、帰還見込み世帯の帰還はほぼ終了していることになる。

さらに、復興庁の「川俣町住民意向調査」（平成30年3月公表）（甲A631号証）の結果からも同じことが言える。

この調査結果による山木屋地区への帰還意向は以下のとおりである。

【山木屋地区への帰還の意向】（問8・問13）

〔山木屋地区に帰還済み〕	29.0%
〔戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）〕	9.9%
〔まだ判断がつかない〕	13.0%
〔戻らないと決めている〕	14.7%
〔山木屋地区外に転居済み〕	27.0%

(=11.3%(川俣町内に転居)+15.7%(町外転出))

以上のとおり、帰還済の世帯29%と、帰還意向のある世帯9.9%を合計すると、38.9%となり、現在の世帯数の帰還率39.9%（本書面4頁2行目）にほぼ一致している。

以上のことから、山木屋への帰還者がさらに増える見込みはほとんどないと考えられる。

(2) 帰還者の生活実態

本件事故当時の山木屋地区の人口358世帯、1241人と比べると、現在山木屋に帰還している居住者（143世帯、320人）は非常に少なく、居住者の大半は高齢者である。

高齢者は、避難先での都市部での生活に馴染めず、隣近所との新しい付き合いも大変だったため、生まれ育った山木の自宅に戻りたいという思いが募って、とにかく山木屋に戻ってはみた。しかし、日々の生活をどう過ごすかという考えもないまま、隣近所に人もいない場所で、寂しい日々を送っている。

この点について、原告菅野清一は、以下のように証言している（原告菅野清一尋問調書40頁）。

「帰還した者は毎日こたつに入っています。私が1軒1軒歩いたら、どうしたらいいでしょうかと相談される。どうしたらいいべと聞かれても困るんですけど。それが現実です。だって、何もすることがないんですから。多少の野菜作ったりはしますけど、それは自分達が食う分で、子供たちは誰も受け取りません。親戚に送ったって、もう送らないでくれって言われてますから。高齢者の人も、自分で作る喜びもあって、人に食べてもらう喜びもあったんですけど、それまで奪われて、ただ黙々と隣近所いない所で寂しく。・・・正にこの置かれている状況は厳しいです。正に被害者そのものだと私は見えています。」

### (3) 山木屋の将来

大部分の住民が帰還し、本件事故以前の日常生活が復活できなければ、かつての山木屋を取り戻すことは不可能である。

次代を担う子供たちを含む若年世代が帰還しなければ、山木屋のコミュニティー再生はありえない。

高齢者しか住まない山木屋では、いずれ時を経て高齢者がこの世を去れば、山木屋には人がいなくなる。山木屋地区は無人の原野と化す恐れがあり、山木屋という集落の地名も地図上から消え去る日が来るかもしれない。

「山木屋の20年後、30年後、どうなりますか」との問いに対する原告菅野清一の回答は、「分かりませんが、存在しないでしょう。人は生まれませんから。」（原告菅野清一尋問調書41頁）である。

## 1.1 原告らの「ふるさと喪失損害」についての今後の立証方針

以上のとおり、原告らの「ふるさと喪失損害」は極めて甚大且つ深刻である。山木屋地区は「人間社会に必要な自然の再生産条件の復旧不能な破壊」を受けた。これは不可逆的で代替不能な「絶対的損失」であり、回復不能で

ある。

原告らは、今後の原告本人尋問、専門家の「意見書」をもとにした専門家証人尋問及び山木屋現場検証等の証拠調べを一層充実させることによって、原告らの「ふるさと喪失損害」が「絶対的不可逆的損失」であることについて、できるだけ具体的に且つ十分に立証していく方針である。

以上